

事業者各位

	令和7年度 第4回 製造業 職長等安全衛生教育 及び 建設業 職長・安全衛生責任者教育 開催のご案内	一般社団法人西工業会 大阪西労働基準協会 事業者登録番号 T4700150023560 ☎ 06-7652-8221
---	---	---

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、労働安全衛生法第60条により、事業者は、職場における労働災害防止の要となる「職長又は労働者を直接指導、監督する者」で、新たに当該職務を行うこととなった者に対して、**職長等安全衛生教育を実施するよう義務付けられています**（一部の業種は除く）。また、**請負業務の多い建設業、造船業**において、請負人の職長は同法第16条に基づく「安全衛生責任者」として専任されることが多く、厚生労働省は**職長等安全衛生教育と併せ、安全衛生責任者教育（2時間相当）を実施するよう義務付けられています**。

つきましては、標記の安全衛生教育の講習会を下記のとおり開催いたしますので、この機会に、是非受講されますようご案内申しあげます。

なお、**本講習会**につきましては、新型コロナウイルス感染症等の対策のために、会場での『3密』を避け、換気の実施等の措置を講じて開催いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 講習日時

一日目 令和8年1月22日（木） 8時50分～16時10分
 （※一日目、職長・安全衛生責任者教育の受講者は18時30分まで受講のこと）
 二日目 1月23日（金） 9時00分～16時30分

★開講時刻の10分前までに会場にお越しください。
 ★講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに当協会事務局にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 講習会場

堺労働基準協会 研修室（旧大和産業ビル2階）
 ★所在地 堺市堺区安井町3-4-11 電話（072）233-5396
 南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分
- 講習内容

1）職長教育（労働安全衛生法第60条に基づく科目）
 ①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
 ②労働者の指導・監督の方法に関すること。
 ③労働災害防止のために必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。
 2）安全衛生責任者教育
 ①安全衛生責任者の職務等。
 ②統括安全衛生管理の進め方。
- 受講料

1名様（税込、受講料とテキスト代）
 製造業 職長等安全衛生教育
 会員事業場 10,890円 [10%対象 内消費税 990円]
 非会員事業場 13,090円 [10%対象 内消費税1,190円]
 建設業 職長・安全衛生責任者教育
 会員事業場 10,890円 [10%対象 内消費税 990円]
 非会員事業場 13,090円 [10%対象 内消費税1,190円]

★欠席されても受講料は返戻できませんので、他の適任者と交替して受講されるようにしてください（交替される場合は、すぐに当協会へご連絡願います。ただし、申込み締切日以後の交替や取消はできません。）
- 定員 30名
- 申込〆切 令和8年1月14日（水） ★定員になり次第締め切ります。
- 申込方法 「受講申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール（info@nis.or.jp）またはFAX（06-6582-2645）で送付してください。
- 受講料納入 受講料の納入は、大阪西労働基準協会事務局に持参頂くか、銀行振り込みでも結構です（**関西みらい銀行** 堀江支店、普通口座 8504、口座名 大阪西労働基準協会）。
- その他 全科目受講された方には「修了証」を交付します。